

令和6年

文教委員会会議録

とき 令和6年11月25日

品川区議会

令和6年 品川区議会文教委員会

日 時 令和6年11月25日(月) 午前10時00分～午後0時40分
場 所 品川区議会 議会棟5階 第4委員会室

出席委員 委員長 こんの孝子 副委員長 山本やすゆき
委員 西村直子 委員 あくつ広王
委員 せらく真央 委員 高橋しんじ
委員 田中たけし

出席説明員 伊崎 教 育 長 米 田 教 育 次 長
船木 庶務課長 荒木 学校施設担当課長
柏木 学務課長 中谷 指導課長
丸谷教育総合支援センター長 唐澤特別支援教育担当課長
河内品川図書館長 佐藤(憲)子ども未来部長
原品川区児童相談所長 藤村子ども育成課長
柴田子ども施策連携担当課長 染谷子ども家庭支援センター長
長谷川児童相談課長 金子一時保護担当課長
芝野保育入園調整課長 飛田子育て応援課長
中島保育施設運営課長 佐藤(裕)保育事業担当課長
石橋品川保健センター所長

○午前10時00分開会

○こんの委員長

ただいまから、文教委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付しております審査・調査予定表のとおり、議案審査、請願・陳情審査およびその他を予定しております。

審査の都合上、審査・調査予定表の順番を一部入れ替えて進めてまいります。

なお、報告に対し、品川保健センター所長にもご同席いただきますので、あらかじめご了承ください。また、学務課長、子ども育成課長および保育入園調整課長は、議案審査のため、冒頭から総務委員会に出席しております。

本日、委員会終了後に、先日実施いたしました行政視察の報告会も予定しております。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

本日は、1名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

1 議案審査

(2) 第90号議案 品川区子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

○こんの委員長

それでは、予定表の1、議案審査を行います。

初めに、予定表の順番を入れ替えて、(2)第90号議案、品川区子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○染谷子ども家庭支援センター長

私からは、第90号議案、品川区子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。お手元の資料をご覧ください。

1の改正理由です。令和6年4月施行改正児童福祉法において、区市町村は、「子育て世代包括支援センター」と、「市区町村子ども家庭総合支援拠点」、こちら、区の組織で言うところの、保健センターと子ども家庭支援センターになりますが、こちら、組織を見直し、母子保健と児童福祉の両機関が一体的に相談支援を行う機関である「こども家庭センター」の設置が努力義務化されました。区においては、2の改正概要のとおり体制を整備し、全ての妊産婦、子育て世帯、子ども等に対する相談支援体制の充実を図ります。

2の改正概要です。(1)子育て家庭への相談支援体制を強化するため、各保健センターに、子ども家庭支援センターの未就学児などへの相談機能を設置します。なお、名称は「地域子ども家庭支援センター」といたします。

(2)、合わせて、子ども家庭支援センターに女性への相談支援体制を整備することで、家庭全体、女性への相談、支援の強化、充実を図るものです。こちら、現在の子育て応援課のひとり親相談係で実施している事務事業を子ども家庭支援センターに移管するというものでございます。詳細につきましては、別紙の「参考資料 品川区子ども家庭センターの概要」をご覧ください。

中段の2のところですけれども、品川区子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例(概要)に記載のとおり、区内3保健センターに新たに福祉職を配置し、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを両輪として、切れ目なく、

漏れなく対応する体制を整えます。また、子ども家庭支援センターでひとり親や女性支援・相談を実施することで、児童・家庭を対象とした相談体制を強化いたします。

3の組織イメージと事業拡充内容（参考）にありますとおり、黄色の3つの囲みの部分、こちら、品川、大井、荏原の各保健センターに赤の四角で表示をしております児童相談担当、現在の子ども家庭支援センター児童相談担当という係で、児童福祉・心理で構成される係でございますが、こちらの職員を各保健センターに配置し、保健センターの保健担当と一体的に相談・援助業務を行います。

先ほど申しあげましたとおり、各保健センターに配置する児童相談担当は、主に未就学児を対象とした相談を担い、組織上は子ども家庭支援センターの組織となります。なお、未就学児以外の就学後から18歳未満の相談、また、未就学児を含む18歳未満の全年齢の虐待相談につきましては、引き続き、現在の子ども家庭支援センターで実施をいたします。別途、規則、要綱、庶務規程により定めませんが、赤の点線で囲われている各地域子ども家庭支援センター、組織上は各保健センターの保健担当の係と児童相談担当の係、それから、水色でお示ししております子ども家庭支援センターの赤の点線枠で囲われている各係を、改正児童福祉法が求める子ども家庭センターとして、機能として定めてまいります。

なお、子ども家庭センターという名称は、現在の子ども家庭支援センターと非常に紛らわしいため、対外的には子ども家庭センターという名称は使用せず、これまでの組織を生かし、保健センター、子ども家庭支援センターの名称を使用してまいります。

こちらの組織、具体的な動きといたしましては、これまで母子保健側で実施していた健康診断などの事業に児童福祉の職員が同席し、児童虐待、養育困難家庭などリスクのあるご家庭の早期発見、児童福祉側で提供している子育て支援サービスの紹介を行います。また、一部サービスの受付につきましてはこの場で、保健センターの場所で実施することができるようにということで、一体的な運営を行ってまいります。その他、各ご家庭への訪問なども必要に応じて保健師と福祉士が同行するなどしてまいります。

A4の資料にお戻りいただきまして、3の新旧対照表は別紙のとおりとなります。

4の施行日ですが、令和7年4月1日を予定しております。

私からの説明は以上になりますが、本条例の改正により、これまで以上に児童虐待を未然に防止する体制の構築、また、併せて区民の方からの相談体制の充実を図りたいと考えております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○こんの委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○あくつ委員

ご説明ありがとうございました。私から何点か確認をさせていただきます。改正児童福祉法の要請において、子ども家庭センター、いわゆる母子保健と児童福祉の両機能を一体的に行う機関の設置が努力義務となったということでの組織編制だというご説明がありました。

各保健センターに、この児童相談の担当を移管すると、移管というか、各保健センターに、心理職の方等を置くということは先ほどのご説明で分かったのですけれども、日本中でこのような組織改正が行われていると思います。各保健センターに心理職の方等を置くというやり方を今回、品川区は取られましたが、ほかの自治体ではどういったやり方を取っているところがあるのか、そしてなぜ品川区ではこの、地域に置いたのかというところを、もう少しご説明いただきたいということが1つです。

それと、この黄色い枠の中の赤い点線の枠の中が、今回、地域子ども家庭支援センターということに

なっていますが、子ども家庭支援センターの、指揮命令系統という言い方が適当なのか分かりませんが、いわゆる、指示に従うということになると思います。この保健担当というところは保健センター長の直下の組織であると思うのですが、ここについては、最終的にはどちらの指示に従うのかというところが2つ目です。

3つ目は、改正概要の(2)で、女性への相談支援体制を整備するというところで、ひとり親相談係というものの移管ですかね、これも改正児童福祉法ではないと思うのですが、何の要請でどういう意図でこういったものを設置をされたのか、これが3つ目です。

ご説明をお願いしたいと思います。

○染谷子ども家庭支援センター長

まず、1点目、他自治体の開設状況に関するところでございます。まず、全国的にというお話がありましたけれども、令和6年5月1日以前の全国の調査によりますと、設置を決めたところが876自治体で50.3%、約半分ぐらいになっておりまして、東京都においても同様に設置は53.2%ということで、やはり半数というところになります。

それで、実際どういう体制で運営をしていくかということにつきましては、23区の状況を確認している中では、令和6年度に開始する自治体が23区では14区開設をしております。その開設した自治体として、まず、2通りありまして、1つは、既に母子保健と児童福祉が同一の施設にある。今回の改正児童福祉法には関係なく、既に両分野が同一の施設にあるということが4区ございました。それから、ほかの10区において令和6年に開設したところの状況としましては、別の施設ではございますけれども、組織、人員の配置は変更しないということで、今の品川区の状況と同様ですが、品川区の保健センターと子ども家庭支援センターとあるものを、何も組織等はいじらず、そのまま、その2つの施設分野を機能として、ある意味子ども家庭センターに指定するという方法で開設をしたという状況になっております。

品川区におきましては、今回、法の改正が令和6年にあり、令和7年開設になった、この間におきまして、両分野、現状においても連携をきちんと取ってはいるのですけれども、より、連携しやすい体制、それから区民の方から相談しやすい体制はどういったものかということを検討し組織、人員配置をリニューアルする中で、各地域のほうに福祉を置くというほうがふさわしいだろうということで、その検討、調整を十分行って、今回令和7年4月の開設に向けて、現在も準備を進めているところでございます。

それから、保健担当の指揮命令系統というところでございますけれども、こちらにつきましては、今、委員おっしゃられたとおり、各保健センターの所長の指揮命令の中に入っていくという従前の形と変わりはないのですが、両機関が連携してきちんと調整をするために、A3資料の3、組織イメージと事業拡充内容のほうでお示ししている、水色の子ども家庭支援センターの中にある子育て支援連携担当という係、こちらがいわゆる統括支援員という役割を担いまして、児童福祉と母子保健、両分野に対する知識を持っている者というような位置づけになっているのですけれども、その職員をここに配置することによって、各地域子ども家庭支援センターの2系の調整、コーディネートをしていくというような組織の考え方となっております。

それから、ひとり親相談係につきましては、今回の児童福祉法の改正とは全く関係ないところではございますけれども、これまでも要保護児童対策地域協議会などの中で、両分野、連携する機会非常に多くありましたので、これを機に、こちらの組織も移管することによって、より一体的に相談ができるよ

うな体制を取っていきたいと考えた上での、条例改正となっております。

○あくつ委員

詳細なご説明ありがとうございました。納得するようなご説明をいただけたのかなと思います。現場での様々なケースを長年経験されてこられて、これが一番最適解だということでの組織編制。先ほどのご説明の中では、都内であっても、名称だけ変えたけれども実質は組織は変えていないというところもある中で、品川区としては、地域に地域子ども家庭支援センターを置くと、いわゆる母子保健担当とこの児童福祉の担当ということで、本当に実際に組織替えを行ったということ。

ただ、私も現場の本当の雰囲気というのは分からないのですが、そういったものがこれから、そして女性の担当もしっかりここに付けたというところで、それがうまく機能するということを願っております。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○西村委員

私から2点お伺いさせていただきたいと思います。まず、本当にありがたいなと思っているのですが、これまで、子ども家庭支援センターの中にも、それぞれのエリアごとに相談に乗ってくださる方がいたなという印象がありまして、実際に保護者の方と一緒にお話を伺ったときに本当に、ご近所の方というような、いろいろなことを理解されている方が区民の方の相談に乗ってくれていまして、その方が保健センターにいてくださるのかなという印象があります。今のその子ども家庭支援センターでそういった相談対応してくださっている方々がどういうエリア分けで配置されていたのかということ、今私が思っているようなイメージで合っているのかということをお伺いしたいと思います。

あと、子ども家庭支援センターのほうに来る相談は虐待だけではありませんので、未就学児をベースとすると思うのですが、小学生以降18歳までの対応はこれまでどおり、保健センターのほうでも、子ども家庭支援センターに相談していたことができるのかということをお伺いしたいと思います。

○染谷子ども家庭支援センター長

子ども家庭支援センターにおける児童相談担当につきましては、現在も3つの地区に分かれてご支援をしているというところでは、具体的には、品川大崎地区、それから大井八潮地区、それから荏原地区の3地区で分かれて対応させていただいております。いろいろと人員配置はあるかと思いますが、現在、そこに配置されている福祉職が、基本的には現状までご支援していた地区の各保健センターのほうでご支援をさせていただくという考え方でございます。

それから、小学生以降18歳未満の相談につきましては、もちろんその各保健センターにおける地域子ども家庭支援センターにご相談いただいた場合につきましては、まず、そこでももちろん受けさせていただきますけれども、基本的な仕切りとしては、未就学児をメインに地域子ども家庭支援センターで実施し、それ以降については、仮に本部という言い方をさせていただきますが、この水色でお示ししている子ども家庭支援センターのほうでお受けするというような考え方で実施をしていきたいと思っております。

ただ、たらい回しみたいな形になるのはよくないと思いますので、まず、相談受けたところできちんと対応させていただいて、必要に応じてつなげていくというような対応をさせていただければと思います。

○西村委員

例えば、子ども家庭支援センターのほうにできる、ひとり親支援の相談担当などでも、ご家庭の問題だったり、不登校だったり、子どもの問題行動も実はこの離婚の時期と重なっていたりとかという事例を子ども家庭支援センターもたくさん見てきていただいていると思います。未就学児でも複雑に絡まり合っていることが多々あると思いますので、そういった18歳未満のところを広くケアできる体制をしっかりとお願いしたいなと思います。ありがとうございます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○田中委員

今回の組織改正、条例案は、法改正に伴っての流れがあるということでありましたが、逆に強くこの部分に印象を持ってしまうというのが、A3判の資料の背景のところです。「子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化」しているとか、「家庭での子育ての困難さや不適切な養育環境に起因し児童虐待が深刻化」しているという、こういう背景があるから、母子保健と児童福祉の一体的な相談を、というふうな流れ、その部分に重きを置いているのですけれども、そういう家庭環境の改善ということ促すに当たっては、例えば、女性の相談に力を入れるというような、対象も全ての妊産婦の方を対象にとかということ力を入れようというご説明でしたが、女性に対しての相談を強化することはもちろん大切なことで、ぜひやっていただきたいのですが、同時に、例えば妊産婦の方、妊産期のときでも、やはりそこにはご主人が、男性が関わるような家庭が大変多いと思います。そういう、女性だけにこの問題を解決するような形で求めるのではなくて、やはり男性に対しても、夫婦協力して、家族協力してこの課題を解決していくというふうと捉えたときには、男性に対する相談事業もやはり並行して、同様に力を入れていくべきだと思うのです。ここ書いていないから力を入れていないとは受け取ってはいないのですが、少しその確認をさせていただきたいと思います。

○染谷子ども家庭支援センター長

今回の法改正の背景の部分でございます。まず、なぜ法改正されたかというところについて、乳幼児の子育てに困難を抱えるご家庭の相談については、母子保健と児童福祉で、一定の重なりがある業務がございます。これは品川区でのことではございませぬけれども、その部分に関する情報共有がなかなか円滑にされにくいという課題があつて、国のほうで法改正がされたというところがまずございます。

併せて品川区では、今回の改正でそれだけではなく区民の方の利便性についても改善を図ろうというところで、これまで、例えば健診などで子育てサービスをご紹介するとき、改めて問合せを子ども家庭支援センターのほうにいただくみたいな形で対応していて、お電話をいただいていたたり、そういう形でやっていたのですけれど、それをもうその場でできるような形にして、内容、ものによっては、例えばショートステイなどはその場で予約が受け付けられるような形で、区民の方の相談の充実を図っていくという中で進めているものでございます。

現状におきまして、各ご家庭の支援、妊産婦、いわゆる特定妊婦と言われるような方のいらっしゃるご家庭の支援につきましては、必ずしもその女性側の支援のみではなくて、そのご家庭全体に対する支援をしているというような状況ございますので、今回の組織改正でひとり親相談係をこちらに持つてくるということも含めて、より、そういった家庭全体への支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

○田中委員

女性に対して力を入れるというのは、全くすばらしいことで進めていただきたい一方で、こういう表

現の捉えられ方、課題解決、子育て環境が厳しいという状況の改善は、女性が主として解決をすべき対象というふうに捉えられてはいけないと思うのです。やはりそこには男性も共同して、共に子育て環境を改善する責務はあると私は思っています。そこは確認をさせていただきましたので、理解をいたしました。ありがとうございます。

それと、今回これまで子ども家庭支援センターの対象であった子ども、未就学児の方を各保健センターにということなのですが、時間とともに未就学児で対応をされていた子どもさんも、いずれは年齢を重ねることに伴って、今度は就学児になる。その連携で、これまで保健センターのほうで未就学児に対応していた情報をしっかり共有し、連携してもらえるかどうかということと、逆に、未就学児のときに対応していた保健担当の方々が、今後、就学児になったときにも、子ども家庭支援センターのほうに、引き続きその連携というようなことで対応してくださる。ある意味、一定のスムーズな移行ということ言えば関わっていただきたいと思っているのですが、その辺はいかがでしょうか。

○染谷子ども家庭支援センター長

各地域の子ども家庭支援センターと、それからこの水色でお示ししている、仮に本部と申し上げますけれど、こちらとの連結の部分のお話かと思えます。現行でも週1回必ず援助方針会議というものを開催しております、その中で、各ご家庭への支援方針を決定しております。今回、新しい組織にしましても、各地域子ども家庭支援センターと、それから本部の子ども家庭支援センター共同で援助方針会議のほうを毎週実施するという予定でありますので、その時点で未就学児のお子さんの情報は常に、就学後に対応をする福祉職のほうにも情報共有していくという状況があるかと思えます。

これまで、基本的には保健センターの保健担当のほうで、多くのご家庭を健診などで見ていく中で、リスクがあるというふうな場合については、子ども家庭支援センターのほうに連絡をもらうというような体制でやっていたものが、その場に児童相談担当の職員がおりますので、今までよりスムーズに連携が行われるものだと考えております。

○田中委員

分かりました。

○こんの委員長

ほかにごきますでしょうか。よろしいですか。

○山本副委員長

では、私からも1点伺います。今回、このような組織体制を敷くということで、ほかの委員からも既に質問ありましたが、情報の蓄積をどのようなシステムで行っていくのかということをお伺いしたいと思います。子ども家庭支援センターの情報システムなのか保健センターの情報システムなのか、もしくはそれがつながって共通ではめていくことができるのかといったところ、それからそのアクセスについては、どういった人たちができるのか。それぞれの相談内容に応じてどのような体制、蓄積、そして共有できるのかということについてお聞かせください。

○染谷子ども家庭支援センター長

情報の共有のシステム体制でございますが、現在考えておりますのは、子ども家庭支援センターで運用しております児童相談システムというものがございまして、そちらのほうを母体にして、それを地域の各子ども家庭支援センターのほうに配備するというようなことを考えております。それで、児童相談担当につきましては、これまでどおり、今ある児童相談システムの情報というのはそのまま閲覧もできますし、操作、情報の更新などもできるような形になります。それで、保健担当のほうにつきましては、

こちら必要な情報のほうを確認できるような形で、システム自体は児童相談システムではございますけれども、保健担当のほうもそちらのほうである程度制限をかけた状態で利用していくというようなイメージで、システムは運用してまいりたいと考えております。

○山本副委員長

今ある子ども家庭支援センターのほうで使っているシステムをベースに蓄積し、必要に応じて保健センターの保健担当の方がアクセスできるということで、理解をいたしました。情報の蓄積、こうやって双方でやるとすれば、それがうまく蓄積していくこと、それからうまく使いやすくしていくことはすごく大事なことで考えておまして、ぜひ現場の皆様が使いやすい仕組みを構築していただき、あるいはルールをつくっていただいて、この児童虐待の未然防止、それから区民の皆様の相談体制、充実を図っていただきたいと思っております。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○高橋（し）委員

すみません、ご説明があったかもしれませんが、この児童相談担当の方がこの3つセンターに行かれるということなのですが、その職員の方の配属は子ども家庭支援センターのほうに所属になるのですか。それで、現在役所の前にいらっしゃる方がそっちに行ってしまうとすると、今、役所の前にあるほうの子ども家庭支援センターの人数が減ってしまうのか、それとも、保健センターのほうの職員の人数を増やすというのでそっちで配置がされるのかという、そこだけすみません。教えてください。

○染谷子ども家庭支援センター長

地域子ども家庭支援センター、保健センターに配置される児童相談担当につきましては、組織上は、子ども家庭支援センターの組織となっております。組織規則のほうでそちらのほうを定めてまいりたいと考えておりますけれども、組織上は子ども家庭支援センターの職員となります。地域のほうに配属することによって、現在子ども家庭支援センターの人員にどのような影響があるかというところでございますが、現在、経験者ですとか、一般任期付といった職員、それから新規採用も含めまして、採用を行っていく予定でございますので、基本的なその大幅な人員の減といったところは、現在子ども家庭支援センターではないというふうに想定しております。

○高橋（し）委員

子ども家庭支援センターの業務を現状の方々とやっているのも非常に大変というか、いっぱいいっぱいだというか、それこそ本当に人がいらしゃったほうが良いということなので、今お話ありましたけれども、減になったら本当に大変なことになるので、そののところ、しっかりと、現行の体制は残しつつというか、もっと増えたほうが良いのですが、それで今のお話あったような、プラスの形で保健センターのほうに配置できるようにお願い、これはその見込みはどうでしょうか。それだけお願いします。

○染谷子ども家庭支援センター長

現状、採用に対する需要数といいますか必要数については、しっかり確保できる見込みでございます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、第90号議案、品川区子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○西村委員

賛成します。

○あくつ委員

賛成します。

○山本副委員長

賛成します。

○せらく委員

賛成です。

○高橋（し）委員

賛成です。

○田中委員

同じく、賛成です。

○こんの委員長

それでは、これより、第90号議案、品川区子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

品川保健センター所長、ありがとうございました。ここでご退席となります。

〔品川保健センター所長退席〕

(4) 第97号議案 児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の変更について

○こんの委員長

次に、(4)第97号議案、児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の変更についてを議題とします。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○柴田子ども施策連携担当課長

私からは、第97号議案、児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の変更についてご説明申し上げます。お手元の資料をご覧ください。

初めに、項番1、提案理由でございまして、現在、児童養護施設等への措置費の支払いにつきましては、児童相談所を設置する特別区全体で一元的に実施をしております。そちらに、令和7年4月児童相談所を開設する文京区が加わるため、このたび規約の変更を求めるものでございまして、この規約の変更に当たりましては、構成区の各議会の議決が必要でございまして、本日委員会にお諮りをさせていただいているところでございまして、

次に、項番2、変更内容でございまして、繰り返しとなりますが、この内部組織を共同設置する特別区

に文京区を加えるというものでございます。

次の項番3新旧対照表につきましては、恐れ入りますが、裏面をご覧ください。こちらの表中の改正案の1行目、港区の次に文京区が加わる形となっております。

恐れ入ります、お戻りいただきまして、項番の4をご覧ください。施行期日につきましては、児童相談所を設置する各区の議会において議決を経た後、令和7年4月1日を予定してございます。

ご説明は以上となります。ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○こんの委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○あくつ委員

措置費共同経理課の共同設置というところで、既に設置がされているというところなのですが、こちらは区政会館の中であって、現在、職員は何名いるのか、各区からの派遣だと思うのですが、品川区から何名行っているのか、その辺りの組織の態様を教えてくださいというところが1つです。

それと、今後、今現在、10区ですか、文京区が新しく加わるということなのですが、今後直近で加わる区が、これは児童相談所を設置したところがあれば自動的に各区全ての区がこの規約を改正しなければいけないということになると思うのですが、直近ではどういった区が考えられるのか、教えてください。

○柴田子ども施策連携担当課長

まず、措置費共同経理課の人数でございますが、品川区から1名、派遣をしております。そして、この措置費共同経理課の中には幹事区というものがございます、現在は江戸川区が担っていただいているのですが、幹事区からは3名派遣することになっております。そして、加盟するそのほかの区が1名ずつですので、8名プラス3名で、今11名体制で措置費共同経理課は運営されているという状況でございます。

それから、各区が児童相談所を設置した後、それぞれ職員を派遣するという事になっておるのですが、直近で加わる区につきましては、各区のホームページを調べたのですが、令和8年度が杉並区、それから、同じく令和8年度北区、この2区については公表をホームページ上でされておりましたので、近く加わるのではないかとこのところでございます。

○あくつ委員

ささいなことなのですが、この幹事区、江戸川区はたしか初めの頃に設置をしたと思うのですが、これは品川区、幹事区というのはどういう形で決めていくのか。持ち回りでしばらく後に、この3名を出すということになっていきますけれども、それが何年後に来るのか、その辺がもし決まって大体流れが分かるのであれば、最後教えてください。

○柴田子ども施策連携担当課長

幹事区につきまして、お答えさせていただきます。幹事区は3年ごと持ち回りということになってございまして、初め江戸川区になったのは、開設が早い順番に担うという原則がありまして、まず、その初めが荒川区、それから世田谷区、江戸川区だったので、その3区で協議の上、江戸川区が担っていると。その次に関しましては、まだ決まっていないのですが、3年ごとになる。そして、品川区につきましては、大分先、当区は9番目の設置ですので、大体今から30年近く後の順番になってくると、そのように今のところは認識してございます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○田中委員

若干、今回のこととそれるかもしれませんが。関連なのですけれども、財調の関係で、先行3区、今お話された世田谷区と荒川区と江戸川区が先行していて、23区と東京都でやっている中で、区としては、この部分を全部持てと。片や、まだ、都側は全体がまとまっていないからということで協議中だと思うのですが、経過措置として0.1%追加になったわけですが、その前提は、その3区の収支を見た上で今後は対応していくということなのではすけれども、先行した3区の収支、もう出ている時期であると思うのですが、その辺を踏まえ、今回のことと若干それるというか、少し違うステージになってしまうのですが、そういう話題は区長会だとか特別区協議会だとか、そういうところでは具体的にはまだ出ていないのでしょうか。

○こんの委員長

お答えできる範囲で。

○柴田子ども施策連携担当課長

恐れ入ります。知る限りのお答えで恐縮なのですが、財調協議、毎年年末から年始にかけて、特別区側と東京都側で実施されております。それで、その調査が、特別区長会事務局から各区に来ておりますので、それには対応させていただいているのですが、具体的な中身やどういった経緯で今進んでいるというところまでは分かりかねます。

○田中委員

すみません、私も言葉足らずの質問で失礼しました。このいわゆる共同経理課という組織があって、そこでの今回追加で文京区が入るという、そういういろいろな全体の流れがこういう形で議案として出てきていますので、そういう背景としてそういうことも議論されていくのかな、要望があるのかなと思ったのでお伺いしたいのですが、先ほどと同じようなことで大変恐縮ですが少しだけ。

○柴田子ども施策連携担当課長

この措置費共同経理課のできた背景を少しお話しさせていただきますと、施設側が、今まで支払いの相手先が東京都一本だったところに、各区が児童相談所をつくることになって、今、9区できていますけれど、東京都合わせて10になっています。そういった経緯で、いわゆる事務負担が施設側としましては増えまして、そういったところを柔軟に、かつ、スピード感を持って処理するために、この措置費共同経理課というものが成り立ってございます。当然、財調への情報提供というの也被るのですが、大本の成り立ちというのはそういった事務効率ですとか、施設の皆さんの要望にお答えするというところから来ておりますので、全く関係はないというわけではないのですが、成り立ちはそういったところから来ているというところで、ご案内させていただきます。

○田中委員

お答えできる範囲でいいのですが、今、そういう措置費の共同経理課を設置していろいろ事務作業されていらっしゃるけれども、このときの経費、費用というのは、この財調の0.1%外のもののように思えるのですが、まだこの程度だとなり得ないのかもしれないのですが、例えば今後事務が増えることで、財調協議の中の一つの、都に対して主張する材料になり得る。いろいろな場面で、今まで都に対していろいろと主張する以上は、やはり場面ごとの主張材料をしっかりと受け止めていただきたい。今度、10区目の文京区が入るわけですから、事業そのものに対する共同性はいいのですが、やはりそういう連携も含めて、もちろん進めていただくのと、対東京都に対して、共に取り組む視点で、こう

いったテーマもぜひ生かしていただきたいと思います。ここは要望で終わります。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、第97号議案、児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の変更についてにつきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○西村委員

賛成します。

○あくつ委員

賛成いたします。

○山本副委員長

賛成します。

○せらく委員

賛成です。

○高橋（し）委員

賛成します。

○田中委員

賛成です。

○こんの委員長

それでは、これより、第97号議案 児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の変更についてについて、採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

(1) 第89号議案 品川区立児童センター条例の一部を改正する条例

(3) 第91号議案 品川区立保育所条例の一部を改正する条例

○こんの委員長

次に、順番を入れ替えて、(1)第89号議案、品川区立児童センター条例の一部を改正する条例、(3)第91号議案、品川区立保育所条例の一部を改正する条例の2議案を議題に供します。

これらの議案につきましては、関連する内容のため、一括して説明、質疑を行い、その後、議案ごとに採決を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○芝野保育入園調整課長

それでは、私から、第89号議案、品川区立児童センター条例の一部を改正する条例、および、第91号議案、品川区立保育所条例の一部を改正する条例について、一括してご説明させていただきます。

す。

お手元の資料をご覧ください。

初めに項番1、改正理由でございます。保育園・児童センターの改築工事の竣工に伴い、現在の仮施設から改築後の本施設へ移転するため、所在地を変更するものであります。

次に、項番2、改正内容でございます。

(1) 大井保育園ですが、改築工事の終了後に仮施設からの移転をすることに伴う所在地変更でございます。所在地は、品川区東大井三丁目4番4号から、品川区東大井六丁目14番16号に変更となります。施行期日は、令和7年1月4日でございます。

(2) 中原保育園・児童センターも同様に、改築工事の終了後に仮施設からの移転をすることに伴う所在地の変更でございます。所在地は、品川区西五反田六丁目6番18号から、品川区小山一丁目4番1号に変更となります。施行期日は、令和7年8月25日でございます。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○こんの委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。いかがでしょうか。よろしいですか。

○あくつ委員

一応、念のために伺います。大井保育園ですけれども、まず、施行期日が令和7年1月4日という、いわゆる来年の1月4日ということは仕事初めなのですか、そういう時期に設定をされたのはどういうことなのかということ。

あとは、利用者の皆さん、ご自宅からの距離、また、お仕事に行かれる駅までの道ですとか変わってしまうのですけれども、その辺り、利用者の方については、何かご意見、周知をしっかりとされたのかということと、何かご意見は出ているのかということを確認させていただきます。

○芝野保育入園調整課長

2点ご質問をいただきました。

1点目の、大井保育園の施行期日、1月4日ということでございますが、工事の契約期間は12月の13日までとなっております、速やかに仮施設から本施設への移転作業を進めまして、1月4日までで十分間に合うという現場との声も聞きながら、設定させていただいているところでございます。

利用者の声でございますが、距離的には若干離れているところではあるのですが、あらかじめかなり前のタイミングから、移転のほう、進めさせていただくというようなご案内をさせていただいておりますので、特に利用者の方からどうだというようなお声は今のところ聞いていない状況でございます。

○あくつ委員

大井保育園の移転後について、改築後に本施設へ戻るといったことなのですが、何となくこの辺りのイメージは、住宅街のど真ん中というところもあるのですが、例えば自転車等で送り迎え等について、これは近隣の方については、また、改めてご説明等はされたのかどうか確認させていただきます。

○芝野保育入園調整課長

本施設に戻るといったご案内は、丁寧に近隣の方にもご説明させていただいておりますので、特段自転車等の送り迎え等お声というのは入ってきていないのが現状でございます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、まず、８９号議案、品川区立児童センター条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、区議会自民党・無所属の方からお願いいたします。

○西村委員

賛成します。

○あくつ委員

賛成いたします。

○山本副委員長

賛成します。

○せらく委員

賛成です。

○高橋（し）委員

賛成です。

○田中委員

賛成します。

○こんの委員長

それでは、これより、第８９号議案、品川区立児童センター条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

次に、第９１号議案、品川区立保育所条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、区議会自民党・無所属の方からお願いいたします。

○西村委員

賛成します。

○あくつ委員

賛成いたします。

○山本副委員長

賛成します。

○せらく委員

賛成です。

○高橋（し）委員

賛成です。

○田中委員

同じく、賛成です。

○こんの委員長

それでは、これより、第91号議案、品川区立保育所条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

(5) 第87号議案 令和6年度品川区一般会計補正予算（歳出 文教委員会所管分）

○こんの委員長

次に、第87号議案、令和6年度品川区一般会計補正予算（歳出 文教委員会所管分）を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○藤村子ども育成課長

私からは、第87号議案、令和6年度品川区一般会計補正予算について説明させていただきます。

補正予算資料の14ページをご覧ください。3款民生費、2項児童福祉費、5目保育入園調整費に65万6,000円を追加し、42億2,304万6,000円とするものです。こちらは、ぷりすくーる西五反田への物価高騰対策支援金として給付するものです。

次に、6目保育施設運営費につきましては、5,505万1,000円を追加し、346億5,520万3,000円とするものです。こちらにつきましては、区内保育園および幼稚園への物価高騰対策支援金として計上するものでございます。

詳細につきましては、担当課長よりご説明いたします。

○佐藤（裕）保育事業担当課長

それでは、私より、第87号議案、令和6年度品川区一般会計補正予算、物価高騰に対応した私立保育所等運営事業者支援についてご説明申し上げます。

お手元の資料をご覧ください。初めに、1番の事業概要でございます。昨今の原材料価格高騰を受け、私立保育所等の運営に不可欠な食材費、光熱費等の経費が高騰しております。東京都が補正予算に計上した補助事業等を有効活用し、各施設に価格高騰相当額を給付することにより、私立保育所等の安定的な運営および保育の質の維持を支援いたします。

続きまして、2番、事業内容でございます。私立保育園、地域型保育事業・認証保育所を含んだ143園に対しまして、単価950円に在籍児童数と事業対象期間の6か月を掛けた金額を補助いたします。続きまして、認可外保育施設40園に対しては、施設当たり1万4,000円に事業対象期間6か月を掛けた金額を補助いたします。私立幼稚園17園に対しては、単価500円に在籍児童数と事業対象期間6か月を掛けた金額を補助いたします。公設民営保育所につきましては、ぷりすくーる西五反田を含んだ6園に対し、単価950円に在籍児童数と対象期間を掛けた金額を補助いたします。

3番、歳出予算ですが、補正額として5,570万7,000円。

4番の歳入予算は、東京都の保育所等物価高騰緊急対策事業費、子ども家庭支援包括補助金を活用し、4,761万7,000円でございます。

最後に、5番、スケジュール（予定）でございます。令和7年1月に、各事業所に対して案内および申請受付を開始いたします。3月に交付決定・補助金交付を予定してございます。

補正予算に対する説明につきましては、以上となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○船木庶務課長

私からは、第87号議案、令和6年度品川区一般会計補正予算、文教委員会所管分のうち、教育委員会事務局所管分について概要をご説明いたします。

補正予算資料16ページをお願いいたします。本ページ、債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末の支出額および当該年度以降の支出予定額等に関する調書の追加事項のうち、上から2つ目から4つ目、学校改築事業に関わる部分でございます。

補正の内容でございますが、昨今の急激な物価上昇に伴い、資料に記載がある3校の改築事業につきまして、インフレスライド条項を適用し、工事契約金額の増額変更を行うものでございます。

補正予算額は、令和7年度以降の債務負担行為変更額としまして、第四日野小学校校舎等改築工事では、令和7年度から令和8年度までの期間として1億5,840万円を、浜川中学校校舎等改築工事では、令和7年度から令和9年度までの期間として3億4,440万円を、城南第二小学校校舎等改築工事では、令和7年度から令和10年度までの期間として3億2,070万円、以上、改築校3校合計で8億2,350万円を追加するものでございます。

詳細につきましては、担当の課長よりご説明申し上げます。

○荒木学校施設担当課長

私からは、学校改築事業における学校施設建設費の増額についてご説明いたします。

まず、項番1、経緯をご覧ください。第四日野小学校、浜川中学校および城南第二小学校の校舎等改築工事において、昨今の急激な物価上昇に伴うインフレスライド条項の適用により、工事契約金額の増額変更を行うものでございます。この物価上昇の背景としては、建設業においては特に働き方改革や技能労働者の処遇改善に伴う労務費の高騰、不安定な世界情勢や円安などを受けた資材価格の高騰があると認識をしております。

次に、項番2、補正内容をご覧ください。各改築工事とも債務負担行為を組んでおり、令和6年度分については変更ございませんが、令和7年度以降について、3校合計で8億2,350万円増加いたします。

その下、内訳でございます。さきの庶務課長の説明と一部重複いたしますが、第四日野小学校校舎改築工事については、1億5,840万円増額し、75億9,485万2,000円といたします。浜川中学校校舎等改築工事においては、3億4,440万円増額し、85億744万5,000円といたします。城南第二小学校校舎等改築工事においては、3億2,070万円増額し、87億7,970万円といたします。いずれの工事におきましても、工事費増額のみで工期の変更はございません。なお、インフレスライドに伴う増額により、議決された契約額の5%を超過する工事については、別途、次回の第1回定例会において、契約変更の議案として提出をさせていただきます。

私からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○この委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○あくつ委員

今回の補正予算の大きな目玉というか、これが主なのでしょうけれども、物価高騰に対応した給付ということと運営事業者支援というところです。東京都で補正予算が組まれて、主にそれを活用するというのと、また区の独自で、私立幼稚園、公設民営の保育所についても支援をしていくということなの

ですが、物価高騰というところで食材費とか光熱費が上がっていて、全ての運搬費等も上がっています。電気、電話料金やガス代等も上がっているの、これは何に使えるのかという縛りは、区のほうから何かお伝えをすることがあるのかということ、また、使うに当たっての条件みたいなもの、縛りということなのですけれども、これがあるのか。これ在園数と書いてあるのですが、各園平均で、どれぐらいの交付金になるのかということ、この2点を教えてください。

○佐藤（裕） 保育事業担当課長

物価高騰に応じた補助金の使用用途についてでございますが、こちらは価格高騰の相当額を給付するというものでございますので、用途に関しては特段の縛りはございません。この補助を受けるに当たりまして、価格の高騰分というのを利用者へ転嫁しないことを要件としてつけているものでございます。

各園の平均についてでございますけれども、こちらは園児数によってかなり違いが発生しているところでございまして、大体年間で1人あたり、1万円程度の金額になりますので、100人いらっしゃる園であれば100万円で、今回の対象事業期間というのが半年になりますので、1園当たり50万円程度になるのではないかなと考えてございます。

○あくつ委員

その最初の条件となっている、保護者、各家庭にこうした物価高騰に対する負担を転嫁しないということがあるということでしたけれども、ではこれは、基本的には全ての園において、物価高騰のこういった値上げというものは、各家庭には今後、今年度に関しては一切ないというふうに考えてよろしいでしょうか。

○佐藤（裕） 保育事業担当課長

本補助金を適用される事業所におきましては、物価上昇分の価格転嫁というのはないという認識でございます。

○あくつ委員

そうしたら、次に学校の債務負担行為の補正予算について伺いたいのですけれども、今後、新たに専決の5%を超える部分については議案として出てくるということなのですが、かなりの金額の契約変更になってくるのですけれども、もともとの母数が大きく、8億円を超えるということになってはいますが、これは学校施設担当の現場の感覚で教えていただきたいのですが、先ほどおっしゃっていたように、世界情勢がかなり不透明な状況があって、建築資材、また、働き方改革等によって、いわゆる労務単価が上がっているというところ、先ほど工期の変化はないとおっしゃっていましたが、工期を守らなければいけない。4週8休という話も何度もしていますが、そうした中で、今、区長の専決処分は5%以内ということになってはいますが、これに関して、受注者側からは、年に4回の定例会において、変更しなければならない状況、5%以内であれば、区長の専決で変更できますけれども、この4回、通年議会でもやらない限りは機動的な計画変更ができないということはもう前から言われています。受注者側からは、このことに関して何かご意見が出ているのか、現場のご意見を教えていただければと思います。

○荒木学校施設担当課長

専決の5%に関する事業者からの意見につきましては、特にこちらのほうでは受けてはおりませんが、委員おっしゃられるとおり、非常に工期のほうも苦しいというふうには聞いております。

○あくつ委員

専決というのは我々の議会の権限の話なので、これを増やす、減らすというのは我々議会の考え方と、

あとはまた、日本全国の自治体の状況を見なければ分からないと思います。我々も実は、受注者から会派としても様々な要望とかご意見を伺っているのですが、今後、非常に見積りというものが大切になってくるのかなど。いわゆる働き方改革などというのは、もう今年度からスタートすることは分かっていた話であって、それでもやはり今年度初めてですから、工期の問題とかやってみなければ分からないこともあると思うのですが、その辺りについて、区としては、これからさらに精緻な見積り、しかもあまり実勢価格と乖離をしないような労務単価、また、資材の単価、こうしたものを正確に、できるだけ近接のものを反映していく必要があると思うのですが、この辺りについて担当課長のご意見を伺いたいと思います。

○荒木学校施設担当課長

まず、単価につきましては、設計労務単価を月に一度更新かかっておりますので、それで最新の単価を反映して発注というところを心がけております。それにはよらない工事の見積りに関しましても、基本的には三社見積を取り寄せて、しっかり適正価格を内訳に反映させた上で発注をしているという状況でございます。今後もしっかりと適正に発注をしてまいります。

○この委員長

ほかにございますでしょうか。

○田中委員

まず、私立保育園等の運営費の関係でお伺いたします。今回、物価高騰で食材費、光熱費等の負担を利用者に転嫁させないための措置ということではありますが、私立保育園から始まっているいろいろそれぞれありますが、受け取った補助金の使用はこの価格高騰対策ということで限定されているということでもあります。それぞれ、予算の支出は団体ごとにまとめて、(1)の私立保育園だと四千四百数十万円という形で、団体ごとでここは内訳は明記されておりますが、受け取ったそれぞれの団体の割り振りは、その団体に任されているのか、あるいはもう均一で、在園数に応じてもう自動的に配分されるのか、その確認をさせていただきたいと思います。

○佐藤（裕）保育事業担当課長

補助金の支払い方法についてでございますが、これは各園から申請をいただきまして、園ごとにお支払いをする予定でございます。

○田中委員

すみません、全てを確認しているわけではないのですが、私立保育園とか認可外保育施設というのは、ほぼほぼそれぞれ施設ごと、大きく変化はないように感じるのです。ある一定の範疇の中の施設状況があると思うのですが、私立幼稚園に関しては、それぞれ、いわゆる背景がばらばらだと思っていて、大学の附属の幼稚園もあれば、学校法人法に基づいた幼稚園もあれば、宗教、特に仏教関係の関連で運営されている幼稚園もあつたりと、結構その財政規模というか施設の背景がそれぞればらばらだと思うのですが、そういうのも、特にその食材費は子どもさんの数で平均化されるのかもしれないのですが、光熱費というのは設備の状況によっても大きく変わるように感じるのですが、これは、光熱費もこれも、少し細かい話で恐縮ですが、その配分も、ほぼ均等に配分されるものなのでしょうか。

○佐藤（裕）保育事業担当課長

幼稚園の施設に対する補助金の考え方でございますが、委員のお話いただきましたように、幼稚園につきましては、開園時間等が違ったり規模が違ったりというのは様々あるのですが、今回にいたしましては、物価上昇というのは等しく、保育園も幼稚園もともに影響のあるものであるというふうに

考えてございまして、また、補助事業を実施するに当たりまして、そういった詳細につきまして全てに対応して実施するということが非常に困難であるというところから、今回に関しましては等しく実施するという考えを取ってございます。

○田中委員

分かりました。ありがとうございます。

続きまして、学校の改築の関係でございまして、工期には特に影響はないというお話ではありましたが、6月か7月に学校改築の全体スケジュールの予定の説明がありましたが、その中に第四日野小学校、浜川中学校および城南第二小学校とそれが入っていて、今こういう影響を受けてしまいますので債務負担行為をとということなのですが、かつてその全体の改築の予定表の中にあつた鈴ヶ森小学校は、入札が不調になったために工期が延長になったという説明もありました。

あと、その予定の中で、1つここには上がっていないのが源氏前小学校なのですが、源氏前小学校の状況はどうなのでしょう。要は、先ほど少し出していた、5%を超える可能性があるので来年に回そうとされているかどうか分からないのですけれども、源氏前小学校ではこういう、工期の段階によってこの対象に入っていないのかどうかという、そのこの見通しはいかがでしょうか。

○荒木学校施設担当課長

まず、源氏前小学校の今後の見通しでございまして、源氏前小学校は今年8月から工事着手しておりますので、今年度でいえば一番最新の単価が反映されております。そのため、次年度以降にこういったような単価改正があるということであれば、当然源氏前小学校についても、その残工事分に対してのインフレスライド条項が適用されるというふうに考えております。そしてまた、その可能性が高いのだろうと考えております。

○田中委員

それで今回、この3校しか載っていないということは、源氏前小学校は工期の関係もありますが、令和7年度の影響はないという感じでしょうか。令和8年度以降に影響が起きそうだから、今回載せていないのか、まだそこまでの精査されていないというか、先方からその建設会社側からのインフレスライド条項適用の指摘がなかったので載せていないという状況なのでしょう。細かいですがお願いします。

○荒木学校施設担当課長

このインフレスライド条項の適用自体は、委員おっしゃられるとおり、業者からの請求を受けて、区のほうでしっかりと業者と協議をして、適用額を決めていくものになります。今回、源氏前小学校からはインフレスライドの請求、今年度においてはなかったところでございます。なので、来年度以降は恐らく出てくるものと思われまして。

○田中委員

政府に経済政策運営を願うしかないなと思っておりますが、価格が安定して資材も順調に仕入れられるような状況を願っております。承知いたしました。ありがとうございます。

○この委員長

ほかにございますでしょうか。

○西村委員

私が聞き漏らしていたら申し訳ないのですが、事業内容のところ、保育園の形態によって在園児1人につき支払う金額が違うところは、どのような、都のほうで決まっているのか、その考え方の

部分を教えていただきたいと思います。あと、区立幼稚園とか区立保育園がどのようになっているか教えてください。

○佐藤（裕）保育事業担当課長

各事業所における、補助額の違いについてでございますが、まず、単価について違いがございます、こちら事業内容に記載がございます、3種類、単価がございます。私立保育園に適用されているこの950円という単価、東京都で設定している単価でございます。算定方法などをお伺いしたのですが、区においても、昨年度私立保育園のほうで実際に支払っている年間の経費等を調べまして、そこに消費者物価指数の前年対比を掛けましたところ、同様の水準の増額金額というのが出ましたので、一定程度妥当性のある金額であるというふうに判断してございます。

続きまして、2番目の認可外保育施設に適用される1施設当たり1万4,000円という単価、こちらも東京都で設定している単価でございます、これは先ほどの950円に、認可外の施設の平均児童数というのを掛けて1万4,000円というふうにしていうこととございます。区におきましては、認可外施設の在園児数を把握してございませんのでこちらの単価を適用しているものでございます。最後に私立幼稚園の単価500円でございますが、こちらは区のほうで独自に算定した単価でございますが、私立保育園の単価950円を参考に、物価上昇の影響を大きく受ける給食の実施日数、こちらの比較で算定したものでございます。

○中島保育施設運営課長

区立のほうにつきましては、当初の予算の中で対応することで考えているところでございます。

○西村委員

私、個人的には、この私立幼稚園のところはもっと国とか都がすべきではないかというふうに思っているのですが、ここの部分は区の独自でしていただいたということで、物価高騰の先の見通しも見えない中で、保育についている方々が安心して働けるにはこういったサポートが大変重要だと思いますので、引き続きお願いいたします。ありがとうございます。

○こんの委員長

ほかにもございますでしょうか。よろしいですか。

○荒木学校施設担当課長

1点補足よろしいでしょうか。先ほどの田中委員の説明への補足でございます。もともと、インフレスライド条項の適用といたしますのが本年度については、令和6年3月1日が工期内にある工事を対象としておりましたので、源氏前小学校はもともと対象外だったというところでございます。

○こんの委員長

ほかにもございますでしょうか。

○せらく委員

87号議案のほうなのですけれども、都の補助金の中からは、私立保育園と認可外保育施設で補助金が出るということで、公設民営のところでも少し知識不足だったら申し訳ないのですが、私立は民設民営ということで、公設民営は区で建てて民間が運営していると理解しています。ここが補助金の対象になっていないのが何でかなと思ったのですけれども、その都からの補助金の中で入らないような、どんな条件で入らなかったのかというところがご説明いただけたら助かります。

○中島保育施設運営課長

公設民営につきましては、東京都のこの補助の要綱から除外されているという形になっておりますので、それで、区のほうの財源でこちらのほうを支給するという形で考えているところでございます。

○せらく委員

条件から外れているということで、分かりました。私立幼稚園と公設民営については区の努力のおかげで予算がつくられているということで、その努力については評価したいと思います。よろしくお願ひします。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

○山本副委員長

私からも質問させていただきます。物価高騰に対応した、この私立保育所等運営事業者支援ですけれども、この単価のところは先ほど西村委員からの質問に対する答弁で理解いたしました。今もこの様々な物価高騰等に対する支援ということで、都からこの支援、補助金が出ていてご支援をされているということですが、このそれぞれ、私立保育園等、この支援額で十分な今その体制として十分だとお考えでしょうか。その各保育園、幼稚園等での現状を把握されていたり、そういった状況がお分かりでしたらそのことをお伺ひします。

○佐藤（裕）保育事業担当課長

本補助金で対策として十分かというご質問でございますけれども、まず、単価のところでご説明させていただきましたように、昨年度の対象経費から消費者物価指数の上昇分というのを掛けまして、区としてもどのぐらいの上昇額があるのかというのを把握してございますので、一定程度妥当性のある補助額だというふうに認識しております。

○山本副委員長

お考えについて分かりました。今後さらに、物価上昇等の影響が受けられるという可能性等を考えると、また、都の補助金の状況等、続いていけばそれでいいと思いますし、ないときには区としても独自で支援していくということも考えられるかと思っておりますので、そういったところは、各園の状況等をよく把握していただきながら、区としてのご検討もしていただきたいというのがございます。

それから、学校改築のところは、ほかの委員からの御質問もございまして、昨今のこちらの工事費の上昇、すごく気になるところでございます。これについては、順次進んでいる改築工事のインフレスライドでの対応等、しっかりとご対応いただくということだと思いますし、今後、進む学校改築についても、今後の物価上昇のおそれを踏まえて、予算確保の見通しを立てて進めていただきたいと思っております。これは要望で終わります。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○西村委員

賛成します。

○あくつ委員

賛成します。

○山本副委員長

賛成します。

○せらく委員

賛成です。

○高橋（し）委員

賛成します。

○田中委員

同じく、賛成です。

○こんの委員長

それでは、これより、第87号議案、令和6年度品川区一般会計補正予算（歳出 文教委員会所管分）について、採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件および議案審査を終了いたします。

2 請願・陳情審査

(1) 令和6年請願第15号 品川区私立幼稚園保護者負担教育費の軽減に関する請願

○こんの委員長

次に、予定表2の請願・陳情審査を行います。

初めに、(1)令和6年請願第15号、品川区私立幼稚園保護者負担教育費の軽減に関する請願を議題に供します。

まず、本請願は、初めての審査でありますので、書記に朗読をお願いいたします。

〔書記朗読〕

○こんの委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○芝野保育入園調整課長

それでは、私から本請願についてご説明させていただきます。

初めに、園児の保護者に対する助成でございます。園児保護者補助金ですが、所得とお子様の区分に応じて施設等利用給付、こちらは幼児教育の無償化分になりますが、それに上乗せして保育料の一部を補助し、合わせて2万9,300円から3万8,900円を支給しているものでございます。

入園料補助金は、過去数回の増額を経て、現在10万円を私立幼稚園に入園した方に補助しているものでございます。

次に、私立幼稚園に対する助成でございます。私立振興助成金として、1園につき220万円の運営費補助金、在籍園児数に基づき1人当たり2,000円の園児教材費補助金、1園につき20万円の教員研究費補助金、1学級につき1万円の衛生管理費補助金を支給しております。その他、園児健康診断費用、職員健康診断費用、職員インフルエンザ予防接種費、心身障害児教育事業費、防災安全対策費な

どの補助を行っております。

これまでも適宜、助成額の増額やメニューの拡充に努めてまいりましたが、私立幼稚園を取り巻く状況の変化を見極めつつ、保護者負担の軽減と幼児教育の充実を図っていくため、助成額の増額につきまして具体的な検討を進めてまいります。

続きまして、私立幼稚園協会に対する助成でございます。こちらは年間550万円の補助を行っており、請願を出された団体が実施される研修や講演会等における会場費や講演料などに充てられております。昨今、子育て支援や特別支援教育など、幼児教育活動に求められる社会的な役割および機能が多様化していることから、幼児教育の振興に寄与する団体の取組に対する支援を強化するため、今後、必要な予算措置を検討してまいります。

○こんの委員長

説明が終わりました。これより質疑を行います。ご質疑等ございましたらご発言願います。

○あくつ委員

私のほうから、この1番目の請願要旨の項目である園児保護者補助金について、今年の予算特別委員会でも事例を挙げてご質問させていただきましたけれども、もう一度確認をさせていただきたいと思えます。

今、この請願の本文中にあるように、品川区としても、もう様々な補助金を段階的に上げてこられたということは率直に、請願者の方も評価されておられますし、私どももそこは理解をさせていただいております。

一方で、最初に伺いますけれども、保育、今、いわゆる幼児教育の無償化というところで、先ほどもご説明ありましたが、施設等利用給付については所得に関わらず1人につき全国一律2万5,700円、それに対して東京都の補助があって、それで品川区独自の上乗せを行って、園児保護者補助金として算定をされている。

これは先ほど、区分があるとおっしゃっていましたが、6つの区分があって、それぞれに条件が異なるので金額は異なっていますが、前回予算特別委員会で、当時の保育支援課長がおっしゃられていた、答弁されていたことで、無償化といっても、保育料については、低いところでは園によって2万円台であるところ、高いところでは4万円台のところがあるところではありますが、大体どれぐらいの差額を、各私立幼稚園に通わせているお子さん、保護者が、ご家庭がどれぐらい平均して負担をされているのか、まず、お伺いしたい。

○芝野保育入園調整課長

私立幼稚園にお通いになっている保護者の方がどのぐらいの負担をされているかというご質問でございますが、私立幼稚園の保育料は平均で約3万2,000円程度となっております。先ほど申し上げましたように、保護者補助金が2万9,300円から3万8,900円までの間で推移しておりますので、一番お支払いいただいている方ですと3,000円程度、毎月ご負担いただいているというのが現状でございます。

○あくつ委員

前回のご答弁の中では、保護者補助金の予算の算定ベースで考えると4,000円程度の自己負担が生じているというような保育支援課長さんのご答弁があり、今のご答弁だと3,000円程度ということで、無償化にはなっていないということを前回も確認させていただいたのですが、その上で、段階的に上げていただいていることには感謝をしているのですけれどもということで、品川区には隣接する区

等から、お子さんが入園をされていて、一律でその方たちにその園から、どれぐらいの園児保護者補助金があるので活用できますよというものをお知らせするときに、品川区の園でありながら、なぜか客観的に見て、やはり品川区の補助金が一番少ないということは、前回お話をさせていただきました。これは区分で言うと分かりやすく言うと、世帯年収680万円以上、区分4から6の方、第1子に対してということですが、品川区の場合には合計2万9,300円の補助金となっている。大田区では3万3,500円、世田谷区では今年度から3万1,000円、目黒区では3万7,500円、港区では3万3,400円ということで、一番差が大きい目黒区だと実に8,200円の開きがあるということで、その他区のお子さんを受け入れている品川区の園、それは一目瞭然で、やはり品川区がどうしても、これは少ないと言っていいのかどうか、先ほども段階的に上げてきているし、先ほど、入園料補助金とか、この10万円の入園料補助金に関してはこれは、品川区は高いほうだということで、各バランスとか考え方があると思うのですが、これも予算特別委員会で確認をさせていただきましたが、品川区の当部署に関してこうしたお声が入っているのかどうかということと、来年度の予算編成において、今回の請願の趣旨である、こうした保育料の補助金の補助についてはご検討をされているのかどうか、確認をさせていただきます。

○芝野保育入園調整課長

2点ご質問をいただきました。

まず、こういった他区の状況を踏まえて、関係部署からお声が届いているか、入っているかというご質問でございますが、いろいろな団体から様々なご意見をいただいております。その中に、やはり拡充してほしいというようなご意見もいただいているところでございます。

あと、今後の拡充に関する考え方がございますが、区といたしましても、近年の物価高騰などによって、私立幼稚園に通われている園児保護者の方の経済的な負担というのはかなり大きいということを認識しております。いただきました今回のご請願や、あと園児保護者のお声、直接聞く機会もありますので、お声をしっかり受け止めまして、また、委員のほうからご説明いただきました近隣区の状況、こちらでも踏まえながら、具体的な検討を早急に進めまして、必要な予算措置を行っていきたくと今考えております。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○田中委員

今年の決算特別委員会でも少し触れたのですが、私立幼稚園協会に対する項目で、改めて申し上げます。石原知事が現職の都知事の頃に、私学助成は違憲だという発言をされています。憲法の89条の、公金の支出について、公の支配に属しないもの、その中の教育に支出することは憲法で禁じられている、このことを指して石原知事は当時、私学助成は違憲だというふうにおっしゃられたのですが、それを踏まえていろいろな議論があった現状においては、学校法人法に基づく私立幼稚園も運営されているので、その当時は幼稚園と限定しなかったのですが、学校法人法に基づいて、学校は、その中でも私立幼稚園は一部入りますが、その法律に基づいて運営されているので、これは公の支配に属しているという判断から、憲法違反ではないというような、一応はそういう受け止めになっているのだと思います。憲法論議は別としても、ただ、そこにはまだまだ議論の余地は完全に払拭されていなくて残っている部分があると思っています。そういうことが一つ、前提にあります。

あと、いわゆる私学の建学の精神というのは、公から独立して、その独自の教育理念に基づいて、創

始者の方の考えですとか、いろいろなものを踏まえて独自の教育を行うということを進めるために、公には属さず私学としての独自性を発揮する教育が行われているということがあると思います。このことを踏まえると、公がどこまで介入していいのかどうか、これは公側の見方ももちろんありますが、一方で、私立、特に今回は私学の幼稚園側としても、確かに物価高騰等、保護者、教育者、保護者の負担を軽減するための要望ではありますけれども、また、協会に対する補助の要望が出ております。

お金は公からどんどん欲しいけれども、でもその教育内容については口を出すなというということなのか、その一定のところでの線引きは、では一体どこでどう引いたらいいのかというところが、私は、お互いに、公側もそうですし私学側も、要望は要望でしつつも、でもこれ以上は独自性を失うために控えないといけないのだろうという判断もどこかしらでは出てくるべきだと思うのです。

こういうことを前提に考えたときに、今回の請願は、去年もおととしもその前もずっと、ほぼ同じような内容で出てきておりまして、基本は、区からの補助金に対する感謝の言葉があり、過去について、今年で言えば平成16年からこういう形で補助を受けておりますという感謝の言葉がある一方で、また、継続して増額をということで、ではどこまでこの要望を受け入れていくべきなのか、私は行政としてもしっかり考えを持つべきだと思っているのです。先ほどの課長のご答弁だと、来年度予算に向けて前向きなような発言がありましたが、極めて漠然とした質問かもしれませんけれども、どこまでどう受け止めるべきなのかというのをまず、お聞かせいただけますか。

○佐藤（裕）保育事業担当課長

私立幼稚園に対する補助額についてでございますが、委員のお話のとおり、区内にあります私立幼稚園の多くは、東京都の私学助成と保護者の支払う保育料によって園が運営されてございます。区といたしましては、円滑な園運営ができますように、そこに上乗せして補助を実施しているという考えでございます。私立幼稚園は、区の幼児教育におきましても非常に重要な施設でありますので、社会情勢等を見ながら適切な支援というのはしていきたいというふうに考えているというところでございます。

○田中委員

区の立場でどこまでどうというのは、一つは、先ほどあくつ委員も触れられておりましたが、他区、近隣区との比較ももちろん必要だと思っております。それで、保護者の負担の部分については、すみません、私の調べ不足ですけれども、まあまあ上位のように感じておりまして、入園料の補助金は、先ほどお話あった10万円で、これはほぼトップクラスだと思っております。ではそれをどこまで要望するのかということが一つ。あと私立振興助成金、それから保護者教職員連合会への助成を含めた増額をとありますが、まず、すみません、前提として、事務事業概要を見たときに、この保護者教職員連合会への補助は、記載はないのですけれども、これはどういうふうに受け止めていらっしゃるのでしょうか。

○佐藤（裕）保育事業担当課長

今回、私立幼稚園協会のほうから要求されている補助額でございますが、事務事業概要の124ページにございます私立幼稚園協会への補助金という名目におきまして、550万円の補助として記載させていただいているものであるというふうに認識してございます。

○田中委員

では、ポチで区切られているので、私立振興助成金に含まれているという、550万円の中に保護者教職員連合会への助成も入っていますよという意味でしょうか。

○佐藤（裕）保育事業担当課長

私立振興助成金につきましては、事務事業概要の（4）番のところで、私立幼稚園振興費補助金と記

載がございました。

○田中委員

そうすると、この請願要旨の2の私立振興助成金は事務事業概要の(4)で、保護者教職員連合会への支出は(3)で対応しているということでしょうか。分かりました。

それで、皆さんがどう受け止めるかわかりませんが、請願の理由のところに、保護者教職員連合会の目的が触れられているのですけれども、品川区の私立幼稚園の振興を側面から支援させていただくとともに、次です、「教育費負担軽減を区に働きかけることを目的とする活動を進めてまいりました」と。要は保護者負担の軽減を求めているわけですが、入園費、入園料補助などの軽減もされてきていますが、それにさらにこの軽減活動をする団体の活動に対しても補助を出してくださいというふうに取れるのです。その補助の二重取りではないかということ。軽減してほしいという活動する団体に対してまでも補助をするというのは、ここの文面、これは、委員の皆様もどう受け止めていらっしゃるかわからないのですけれども、私はどうも、補助の求めがあまりにも強過ぎるよう感じられてしまうのです、表現だと思うのですが、そこはどのように受け止めていらっしゃいますでしょうか。

○佐藤(裕) 保育事業担当課長

私立幼稚園協会への補助、今までも実施しているところでございますが、これは区といたしましては、品川区の幼児教育の質の向上に寄与する事業、例えば、教職員への研修、または講演会等々を実施するための費用として補助しているものでございます。ですので、負担軽減を行うために補助するというような認識ではございません。

○田中委員

そこは、区としてそういう受け止めになるのでしょうかけれども、このご本人が書いていらっしゃる文面で、この団体の活動の目的が、教育負担軽減を区政に働きかけることを目的にする、この活動している団体に対して、ほかの乳幼児教育の充実に向けた活動もちろんされていらっしゃるのでしょうか、自らこうやって書いていらっしゃるように、軽減を求める活動もその目的にしている団体に、私たちの活動にさらに補助してくださいというのは、私は冒頭申し上げた、公金の支出という観点で憲法89条には教育のことも書いてありますけれども、その団体の維持に対しての公金支出も89条で禁じているのですが、私は請願者が書いた文面をそのまま受け止めて解釈すると、これこそ石原知事がおっしゃったような、私学助成に対する疑念の大きな一つの要素だと思えるのですけれども、それはいかがでしょうか。

○佐藤(裕) 保育事業担当課長

あくまで区といたしましては、先ほどお話しさせていただいたような、幼児教育の質の向上に資するような活動のためにある協会であるというふうに認識してございまして、そのための補助を実施しているという認識でございます。

○田中委員

別の視点から申し上げるのですけれども、私立幼稚園経費に対しての事務事業評価を見ておきますと、幼児教育の振興等に要する経費の補助について、在園児数の増加等の有効な成果に必ずしも結びついていないとは言えませんという評価なのです。協会に対する補助に対しての評価は。では、それをクリアするために、3歳未満の乳幼児を含めた預かり事業の充実、拡充等により、利用児童数の増加および教育、保育サービスの質の確保を図ることが必要であるという、これ去年の事務事業評価の結果なのですけれども、年々、これ全国的に子どもの数が減っているのではやむを得ないという要素もあるのかもしれませんが、これまでずっと協会に対して補助を続けていながらも、事務事業評価としては、園児数増えてい

ない。それに対しては、3歳未満の子どもの預かり保育もしなさいよという評価なのですが、今の現存の私立幼稚園協会は何園、預かり保育をされているのか。預かり保育、それに基づいたところに対しての補助は有効だと思いますが、17園あるうちの何園で、恐らくほとんど、3園ぐらいしかやっていないか、ほかはやっていない状況だと思えるのですけれども、そういう協会に対して補助を続けることに対する思いをお聞かせいただきたいと思います。

○佐藤（裕）保育事業担当課長

まず、預かり保育の実施状況でございますけれども、預かり保育、様々な種類がございます、保育園と同様の開園時間預かる事業とともに、それに満たない時間で預かる事業というのがございまして、それら両者含めると、ほぼ全ての園で実施をさせていただいているところでございます。

委員お話しのように、在園児数につきましては減少傾向にあるというのは区としても認識しているところでございますが、例えば昨年度、その協会のほうで実施している幼稚園の魅力発信の事業ですとか、そのような取組というのにも支援してございまして、入園児を新たに獲得できるような事業につきましては、継続して支援していきたいというふうに考えております。

○田中委員

今、協会に対する補助事業として園の魅力発信の、というお話でございましたけれども、協会に対してのそういう活動に対する補助金は当然出ているのですが、事務事業評価の（9）の、私立幼稚園広報費助成というの、広報のほうでの助成もそれとはまた別で出ています。こういう自ら経営者がいる、私学がその魅力発信をする事業、それは私学の組織として、自分のところの賄った経費でその魅力発信するのは当然だと思えるのですけれども、それをまた、ここは1園ではなくて協会全体なのだと思いますが、広報費までも補助しているというのは、その魅力発信の本来の、自らの財源の中で行うべき事業に対してまでも補助を求めるといっているというのは、それも含めて、併せて、ここも今回の請願とは直接関係ないのですが、今はそういう話だったので、魅力発信というお話があったので、それが、広報とは多分魅力発信の要素だと思うのですけれども、協会に対する補助とは別にさらに広報費助成を行っている現状はどう思われますか。

○佐藤（裕）保育事業担当課長

区内の保護者の方々が幼稚園等を選ぶ際にも、そうした広報を見ながら選ばれるということもございまして、そうした利便性の向上に一定程度資するものであるというふうにも考えてございます。

○田中委員

私立の幼稚園、A園がB園に行かないで我が園に来てくださいということを発信するのは、私立の幼稚園に限らずどんな会社だって学校だってどんな組織だって、当然自らやるべき話だと思うのです。自らの経費で、費用で、それがその組織を維持する基本中の基本だと思うのですが、そういう活動にまでも補助を求めると。また、補助しているということは、要は、冒頭言ったその建学の精神とか私立と公との関係性でいうと、私は大分、公が入り込み過ぎているように思えるのですけれども、私立の自らの魅力を発信する、そうすると逆に言うと、公で支出しているということは、公で一定の発信内容について検査しているというか、検閲という表現はきついかもしれないのですが、チェックしているのですか。ばらばらだと思うのですが。

○佐藤（裕）保育事業担当課長

まず、協会に対する補助金でございますけれども、こちらの支出につきましては、実績報告をもらいまして、その内容というのを精査した上で支払いをしているところでございます。ですので、広報内容

につきましても、検閲等々ということではございませんが、どのようなことを行っているのかにつきましては把握しているところでございます。

○田中委員

よく、検査の内容次第、どういうふうどういう点をチェックしているのかということなのですが、公がお金出す以上は公平に公の視点でという話に当然なるのですけれども、各園の特色とか優位性とか何かを発信するとしたら、それは公金支出の対象にすべきでは絶対ないと思うのです。そういうことも含め、今回の請願に対しては反対をしたいと思います。

併せて、これは控えようかと思ったのですが、あえて言うのですけれども私、私立幼稚園協会の会長に、今回に限らず、数年前に区に対する要望をお伺いしに行ったところ、私だけではなかったから言うのですが、すみません、申し訳ない、自民党に頼んでいるからあなたの要望は受けませんというふうに対応されたのです。これは、私個人に対してだけなのかなと思ったのですけれども、ほかの人に聞くと、いや私も言われましたという人が複数いるのです。

特定の会派をお願いしているからあなたからの支援は要りませんと言われるような対応があったのですが、そこも含めて、各委員それぞれご判断がこれからあると思いますが、やはり公金を支出する以上は、公平性であり、どこから見られても問題がない形での支出をすべきだと思いますので、そういった視点からすると私は、私立幼稚園協会からの要望は反していると思いますので反対……、意見は後でですか。

○こんの委員長

後で。

○田中委員

後で言います。質疑を終わります。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○西村委員

今の田中委員のお話もありますけれども、私は私立幼稚園の戦後からの成り立ちというものを大切にしたいと思っています。初等科教育につながる、子どもたちの生活とか暮らしをメインとする保育ではない幼児教育を区内で率先してやってきていただいたと。これから探求学習なども保育園・幼稚園で取り入れていかれますが、それをまさにその幼児教育の中でやってこられたのが私立幼稚園かなというふうに思っています。ですので、国としてやることだと私は思いますが、この私立幼稚園というものをその手前である区としてどのように考えていくのかというのは引き続き重要だと思っています。

この請願に当たりまして、様々、私立幼稚園に預けている保護者の方にもお話を伺いました。この文章の中だけでは感じ取れないこと、具体的に何に困っておられますかと保護者の方に聞きましたら、様々にやはり見えないところでのお金がかかってしまいますということで、例えばバス代金でしたり、朝の預かり、夜の預かり、そういったことを保育園と比較して考えたときに、働きたい親が幼稚園を選びづらくなっているのではないかということに対して、先ほどご質問ありましたけれども、預かり保育を私立幼稚園さん、すごく努力されていて、補助をいただいているところもありますが、例えば水曜日などは午前中で幼稚園終わってしまいますので、そこはもう100名近くの子どもがほとんど夕方近くまで残るといふ園もありまして、それは本当にすごいスピードで保護者の方々も変わっているのだなという、働く親の在り方が変わっているのだなというのを実感しています。

ですので、幼稚園がどれだけ努力をしてもなかなか難しいという時代の変化の中で、私はそこに対して、幼稚園側だけの問題ではない、外的要素も様々あって、区がそこに対して支援をしてくださっているものだと、そこには子どもがおり、親がおりますので、そういうふうに私は思っています。

お伺いをさせていただきたいのが、本当に段階的に様々助成をしてきていただいている、特に、先ほどご質問にあった広報啓発経費などは令和5年からしていただいているところです。当時の質疑で、私も覚えているのですけれども、何を具体的に広報すればいいのかというところがすごく専門性が高くて難しい。地域の方々の玄関にポスターを貼っていただいたり、ご努力はされていると思うのですが、具体的な好事例でしたり取組が各園さんであればお聞かせいただきたいなと思います。

○佐藤（裕）保育事業担当課長

協会のほうで実施している、また、各園で実施している広報活動でございますが、まさに今、委員からお話いただきましたような、見やすいポスターであったり、今まではホームページ等々でリンクのほうで機能していなかったりとかということを知ってございました。そういったところの改善をなされていると聞いてございます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○せらく委員

こちらの請願は、同じようなものが毎年出てきていて、これまで見ていると採択されているように感じるのですけれども、実績のほうを2年ぐらいで教えていただけたらなと思ひまして、令和4年と令和5年で、この請願に対する区の対応策と、どれぐらいの予算でやられたのか、お聞かせいただけますか。

○芝野保育入園調整課長

利用者向けの見直しの実績のほうをお答えさせていただきたいと思ひます。見直しの状況ですが、昨年度、園児保護者向けということで、子ども・子育て支援新制度に移行した園に限り、保護者に対する特定負担額というところで、幼児教育無償化の2万5,700円、こちらへの上乗せ分、こちらの部分の補助の創設をさせていただいております。また、満3歳児の預かり保育に対する補助の拡充や多子世帯の判定要件の緩和など、利用者向けに見直しをさせていただいております。

申し訳ございません、予算額については今、手元に資料がございませんので、また、後ほどよろしければご説明させていただきたいと思ひます。

○佐藤（裕）保育事業担当課長

園への支援につきまして、直近での対応でございますが、令和4年度に、教職員に向けた健康診断の費用等をお支払いしているところでございます。新たに制度としてメニューとして創設したものでございます。

申し訳ございません。こちら、予算額については手元に資料がないため、分かりかねます。

また、令和2年度に関しましては、振興費補助金、基本的な運営費についてでございますが、各園当たり100万円の増額をしているところでございます。こちらは、子ども・子育て支援法の関係から事務量が増大したというところに対応するための経費でございます。

○せらく委員

この請願に関しての予算額の資料は今ないということです。それで、こちらの支援内容はどのようにして考えられたのか、行政側だけで検討されて進められたのかという点をお聞かせください。

○芝野保育入園調整課長

この見直しの検討状況ですが、もともと保護者の方のお声を常に拾っているということがまず、1点と、あと、東京都の補助メニュー、常に把握に努めているところでございますが、補助メニューの中にこういったものもございましたので、その要望とそのメニュー合わせて、この令和5年に創設させていただいているところでございます。

○佐藤（裕）保育事業担当課長

幼稚園に対する運営費等の補助でございますが、こちらは各園等々にヒアリングを行いまして対応したものでございます。

○せらく委員

この請願を拝見させていただきまして、なかなか具体的などころの要望というのが見えなかったのをお聞きしたのですけれども、初めにあくつ委員のほうから、保護者の負担については詳細な数字が聞けたので、そのような状況なのだというのが分かりました。

子育てに関する費用補助で、幼児教育の充実というところでは会派としては前に進めていただきたいというような方向で考えているのですけれども、なかなか団体の声というところがお聞きできていないもので、もしよろしければ、署名議員になられている会派の方から、保護者に対してはお聞きできたので大丈夫なのですが、2番の私立振興助成金のところ、連合会のところで、どういったお困り事というか、どういった課題があって、どのように支援をしていけたらいいな、みたいなどころが、もし共有していただけたらすごく参考になるのですけれども。

○西村委員

まつざわ議員が紹介議員ではあります。先ほど2点申し上げたのですが、朝の預かり、夜の預かり、あとバス代金。また、具体的な額まで分からないのですが、給食費とおっしゃった保護者の方もおられまして、あとは私は完全に自己負担であるべきと思いますが、ここにプラスしてお稽古が毎日入ってくるような方もおられて、それは別途お金がかかっているということでした。そういった取組は保育園でもあるかもしれませんが、このようなことを毎月かかってくるお金として座布団にしていかないと、働きながら幼稚園に行かせられないという現状であるというふうにはおっしゃっておられました。

○あくつ委員

せらく委員の、2番のほうで、私立振興助成金、保護者教職員連合会への助成を含めた増額の要請についてイメージがなかなか湧きにくいというお話でした。私も、この署名議員の若林議員と直接お話ししたわけではないですし、当然その詳細な説明は団体から若林議員が受けていると思うのですけれども、我々、自民党ではありませんが、例えば幼稚園の園長先生、教諭の方、あと、先ほど冒頭説明をしたとおり、利用者、保護者の方とお話をさせていただいている中で、先ほど申し上げた1番のものについては必要だなというところではあります。

2番のものについては、この請願の一番最後に書いてありますが、私ども保護者は次の時代を担う子どもたちのために私どもに何ができるのか模索しております。横のつながりを持つ品川区私立幼稚園協会、保護者教職員連合会についての情報交換、相互活動ということで、大変活発には行っておられます。年に1回、大きな大会を、あれは荏原文化センターでしたか、そういうところで行っておられたり、私の地域の町会のお子さんの保護者の方、町会の女性部、婦人部の方でも保護者の方がいらっしゃって、非常にこの活動を情報交換をして署名活動等、熱心に取り組んでおられる。

それは何かというと、先ほど冒頭、西村委員からも説明ありましたとおり、品川区の昭和20年代、

昭和30年代、幼児教育の先駆けを担ってきた、この私立幼稚園のよき児童教育というものを守るために、こうした団体が活発に活動してこられたということを我々は評価をしておりますし、直接意見交換もさせていただいておりますので、このとおり2番についても賛同している、そういったことだと思います。

署名議員ではないので、会派というところでの説明になりますけれども、私からは以上です。

○西村委員

ごめんなさい、補足させてください。答弁がずれておりました。私立振興助成金については、今、あくつ委員おっしゃられましたように、私も引き続き私立幼稚園残していくためにも必要なものであると思いますし、大変園長先生方もご努力いただいているなというふうに思っています。

保護者職員連合会、こちらに関しては、会場を借りて、講演者の方を選定されてと、園長先生、幼稚園教諭の方だけではなくて、PTAの方とか保護者の方皆さんでつくっておられているという印象がすごくありますので、そういった講演料などに充てていただいている、子どもたちの幼児教育のためというふうにご努力いただいているので、必要があると思っています。

○せらく委員

ご丁寧にありがとうございました。なかなか、きちんとじかにお声を聞いたりしないと分からないこともすごく多いなと感じているのですけれども、今後はそういったところの声を聞いたりだとか、具体的なお話聞いて、どのような支援があるといいかというところも議論をしていきたいと思っています。共有させていただいてありがとうございます。

○この委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で質疑を終了いたします。

それでは、令和6年請願第15号の取扱いについてご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○西村委員

本日結論を出すで、採択でお願いをしたいと思います。

今、様々質疑があった中で、それぞれを精査しながら具体的な策が今後はより必要であろうというのは思ったのですけれども、ただ、幼稚園の経営が大変圧迫していて、その先にいらっしゃる保護者、そして子どもたちがご苦労されるような状況になってはなりませんので、引き続きのご支援をお願いしたいと。また、様々区がやってきていただいているのは先ほど課長からご説明があったとおりでありますので、ぜひとも採択ということで、保護者負担教育費の軽減に向けてお願いをしたいと思います。

○あくつ委員

本日結論を出すということで、採択なのですけれども、一言申し上げると、先ほど申し上げましたとおり、品川区の区役所の見解と私どもの会派としての見解、恐らくこれは軌を一にしていると思うのです。品川区には現在17園、私立幼稚園がありまして、やはり私立幼稚園というのは様々な教え方、家庭的な環境の中で、家庭的というのは文字どおり、家族で経営をされているような、そういった園もあり、様々な特色がある幼児教育を行っておられます。幼児期の貴重な人格形成の基礎というところで、私どもは、私立幼稚園というのは品川区において欠かすことのできない存在であると思っていますし、

先ほど申しあげました、そうした保護者の団体でありますとか、そういったところについても活発な活動をされて、その存続に今、一生懸命活動されていることも我々はよく存じ上げておりますので、そういった意味で、これは採択をさせていただきます。

○山本副委員長

本日結論を出すで、採択をお願いいたします。

考えを述べさせていただきます。まず、子どもたちはもう卒園しておりますが、私自身が子育てにおいて、私立幼稚園に通わせていただいておりますので、いち保護者として、品川区が私立幼稚園に対して行っている現在の支援について感謝申し上げたいと思います。

品川区では、区立幼稚園の閉園を進めていて、私立幼稚園へのシフトを進めておまして、私立幼稚園の役割はますます重要になっていると考えております。多様な幼児教育の機会を提供する場として、私立幼稚園の存在は欠かせないものであり、区全体の教育の質を高めるためにも、都の支援に加えて、区が実施する区立幼稚園への支援の充実が必要だと考えております。

あくつ委員の質疑でございましたが、近隣の状況を踏まえて、財政負担とのバランスを図りながら、本請願の要望に応じていくことは、品川の子どもたちの成長を支えるために必要であると考えております。

請願の2番目のこの事項については、今回、質疑もございましたけれども、区としての妥当性の確認や、透明性の確保に努めていただきたいと思います。

品川区が子育て世代にとって選ばれる地域であり続けるために、支援をさらに前に進めていただけるよう、前向きな検討をお願いいたします。

○せらく委員

本日結論を出すで、採択をお願いします。

これまで、区の補正予算等で私立幼稚園に対する支援に向けて努力されてきたことを伺いました。私立幼稚園の歴史も先ほどお話に出ましたけれども、園と保護者が一体となって進めていくような幼稚園運営というのは応援したいと思っております。

請願の1番に関しては、具体的な数字が出まして、ほかの近隣の区との差もございますので、できるだけ差を埋めていただくことも、保護者負担の軽減につながるかなと思います。

2番については、今後しっかり、支援内容、詳細は考えてまいりたいと思いますが、こちらの請願に関しては、採択をお願いいたします。

○高橋（し）委員

本日結論を出すで、採択です。

理由としては、ほかの委員の方もおっしゃっていましたが、私立の幼稚園は、就学前教育を品川区の中で進めていく中では必要不可欠なものであるというふうに認識しておりますので、こういった形のバックアップは区として進めていってほしいと思います。

ただ、一方で、この補助金がどのように使われているかということを先ほど、いろいろご説明いただきましたけれども、協会さんのほうからも、区民の方とか、区のほうも、この補助金が適正に使われているか、どういうことに使われているかというのを目に見える形で示していただければと思います。そうすれば区民の方から、私立幼稚園に通わせていない方々からも理解が得られるし、区の財政の中から支出しているわけなので、では応援しようかということになると思うので、ここでは、区のほうにお願いします。それで、補助金を支出するときに協会さんのほうに、区からぜひそういったことを言ってい

ただければと思います。

○田中委員

私は、今回の請願を契機に、もっとこの議論を深めるべきだという思いから継続していただきたいと思っておりますが、議会運営上、結論を出すという意見にいたします。

私は先ほど、少し脱線して発言してしまったかもしれませんが、まず、大前提として私立幼稚園の幼児教育に対しては、決して否定するものではなく、これまでの活動に対しては敬意も表し、感謝もしているという立場であります。その上で、より、今回の請願のことも踏まえて、先方の状況を理解しようと思ったときに、声がけをしたことに対して否定をされたということは、あなたの声は聞かなくていいという、つまり、今回でいうと、この文書しか判断する材料がなくて、この文書だけを読むと、協会の軽減活動をする団体に対してまでも補助を出してほしいというのは、これは行き過ぎた要望ではないのかなど。

併せて、皆様ご理解、確認されているかどうか分かりませんが、去年のこの文書とほぼ、99.9%同じ文章です。私はこの文面からしか判断できない状況にある中で、数年にわたって同じ文書が出ているということからすると、形式化している要求ではないのかなというふうにも思わざるを得ないと思っています。

いろいろな声を聞くべきだ、聞いてほしいという思いがある中で、かつては、母親大会というのがありまして、そこは自民党から始まって共産党まで呼ばれていて、なぜか予算に反対する共産党にまで感謝の言葉が出ていたような大会でありました。昨今はもう限られた会派の方しか呼ばず、運営がなされている状況にはあります。だから、私としては、もっと広く、我々も広くいろいろな、協会の話や保護者の方の話も聞きたいですし、また、先方には、いろいろな意見のある声もぜひ聞いてもらいたいという思いもあります。国政と地方は違うので、政権与党の声だけではなく、それ以外にそこに参加していない声もしっかり踏まえた上で、区政の状況を踏まえた上で、このような請願活動をぜひしていただきたいという思いがあります。

そういうことも踏まえ、今回の請願に関しては反対の意見です。

○こんの委員長

それでは、本請願については、結論を出すことのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

それでは、本件は、本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほど、それぞれの方のご意見を伺いましたので、本請願については、挙手により採決を行います。

それでは、令和6年請願第15号、品川区私立幼稚園保護者負担教育費の軽減に関する請願を採決いたします。

本件は挙手により採決を行います。

本件を採択にすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○こんの委員長

賛成多数でございます。

よって、本件は採択と決定いたしました。

以上で本件および請願・陳情審査を終了いたします。

今、時間帯を見ますと、このまま続けてよろしいか、それとも一旦休憩を取るかということをお聞きしたいと思いますが、その他だけ後ろにありますので、このまま進めてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

このまま続けさせていただきます。

3 その他

○こんの委員長

最後に、予定表の3、その他を議題に供します。

まず、本定例会の一般質問に係る所管質問ですが、今定例会の一般質問中、文教委員会に係る項目について所管質問をなさりたい委員がいらっしゃる場合は、その基礎となる一般質問の項目と質問内容をこの場でお願いしたいと思います。

なお、本会議での質問の繰り返しにならないようお願いしたいと思います。

質問される委員がいらっしゃる場合は、明日、この委員会で理事者からご答弁をいただき、申し出た委員以外の方にも議論に加わっていただくという形で進めていきたいと思っています。

それでは、所管質問がございましたら、ご発言願います。

○田中委員

まず、前段として質問につながるかどうかの手前のところの確認としたいのですが、項目としては、こちらにいらっしゃる高橋委員が質問されたうちの、教育委員の任命同意の関連です。教育委員さんとしての重要な役割がいろいろある中で、今回、取り上げていらっしゃった教科書採択に関連して、その教科書の執筆者が教育委員でいらっしゃった。それで、教育委員会の仕切りとしては、その教科書の採択に当たっては、その方に退席を願って、不在の状態の中で採択、だからそういう意味では公平な立場で採択がなされたということがありましたが、これは教育委員会側への質問につながるのか、委員長を通じて議会運営委員会のほうでお聞きするものになるのか、なのですけれどもいかがでしょうか。

教育委員の任命の流れは、まず、区長から推薦をされて、議会に同意を求められて、それを受けて議会が同意をすることによって、正式に教育委員に選任されるわけですけれども、少し言葉を選ぶのですが、今回の高橋委員の質問に対するご答弁が、この委員を選んだことについて、議会の同意があった人だからいいのではないかというふうな趣旨のご答弁だったのです。また、もう一つその前段で、区長が責任を持って推薦をした、その方に対して議会は同意をしているだけですが、その議会が同意したから、今回の教科書採択に関連する者は問題ないのではないのでしょうかというように受け取れる答弁だったというふうに、私は感じております。

とすると、今まで、区長が責任を持って推薦をされてきた、人格者、経験、知識ある方を教育委員へと議会側に同意を求めてこられた。今までは、私個人としては、その重さを受け止めて、経歴、生年月日と住所と、それまでの具体的に年度ごとの経歴しか受け取っていないのですけれども、それだけの資料で同意をしてきました。今後の在り方としてそのように言われると、もっと教育委員としてのこれまでのより詳細な、その活動状況を示していただかないと、そういうふうになってしまう、議会として責任を当然を負うのですけれども、負う以上は今後の教育委員の推薦に関しては、もっとより詳細の、どういう活動をされたかという情報をいただけないと同意ができないと思うのですが、このような今回の

高橋委員の質問を契機に取り上げるとしたら、これは教育委員会側に求める要素なのか、それは例えばですが、議会運営委員会に諮っていただいたりとか、あるいは議長のご判断で、副議長もいらっしゃるんですけども、議長として区長側に投げかけるべきことなのかというのは、今はすみません、私自身の判断はつかないのですが、前段の教育委員の、今後の教育委員の選任に当たっての議会に対する対応の在り方という視点でいうと、それは、今回のその他のところで取り上げていただける要素になりますでしょうか。

○こんの委員長

質問内容をいただきました。今の任命同意というところの観点のご質問かということですが、一旦、こちらで文教委員会として、そういう質問をされたいということ、一旦お受けしたいと思います。ただ、その取扱いというか、それが議会運営委員会なのかどうなのか。

○こんの委員長

文教委員会所管分にかかるといったところでの質問と今受け止めさせていただきましたので、明日ご答弁をいただくようなご準備でよろしいかなというふうに思います。

これについて、理事者の方から何かございますでしょうか。この質問の内容で、あしたご用意いただけますでしょうか。ありがとうございます。

田中委員から高橋委員の一般質問の、教育委員任命同意に関連しての教科書採択に関連しての内容ということでお聞きいたしましたので、明日のご答弁のご用意をよろしくお願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

○高橋（し）委員

2つ質問があって、一つは大学での給付型の奨学金です。えのした議員と新妻議員が質問されたと思うのですが、そのときに、選考方法についての質問が主で、ご答弁もそういう感じだったので、資格要件を満たす高校生になり、給付されることが決まった後の、在学中にもあるでしょうが、例えば、質問も言ってしまったほうがいいですか。

○こんの委員長

大体どういう内容で。

○高橋（し）委員

例えば、在学中の4年間ずっともらえるのかとか、次の年にももらうときに何らかのハードルがあるのか、次の年も引き続きもらえるのか、それとも1年限りなのかということ。あと、そのハードルにも関係するのですが、もらってしまった後、ある大学などは、その学生さんたちに、大学が主催する学園祭とかイベントのボランティアとして活動するというのを、奨学金を受領するための一つの要素というか、義務というか、義務と言ってはいけないのかな、貢献してもらうということをやっているのですが、何かそういうことも考えているのかということ。検討中だということなので、答えられる範囲で、答えていただける範囲で結構です。

もう一つは、石田秀男議員が、学校改築のことをお尋ねして、今後の見通しのようなお話だったので、それに関連して、義務教育施設整備基金積立金のこれまでの積立の状況と、今後どういう感じの見通しがあるのか、学校改築の関係がどういう状況になっていくのかということ、お尋ねしたいと思います。残高がどんどん減ってきていて、令和4年度が240億円だったのが令和6年度予算の段階では、令和6年度末に164億円なるということなので、減っていついています。令和6年度予算では3,000万円しか積まないと予定したので、最終的に決算では数億円積むことになると思うのです。

が、義務教育施設整備基金積立金のこれまでの状況と、今後の見通しと、改築との関係をお尋ねしたい
と思います。

○こんの委員長

確認いたします。高橋委員から、えのした議員と、それから新妻議員の一般質問の中の、給付型奨学
金に関連して、選考方法だとか給付に関する事、そうした事をご質問されたいということが1点。

もう一つが、石田秀男議員の、学校改築の項目について、義務教育施設整備基金積立金との関係につ
いての、この2点でよろしいでしょうか。

○高橋（し）委員

選考のことはご説明いただいたので、その、受領が決まった学生さんのその後の話が、という感じで
す。

○こんの委員長

このようなご質問されたいということですが、理事者の方は、このご質問で、さらに内容を確認する
ことはございますか。よろしいでしょうか。

では、今申し上げた内容でご答弁をご用意いただきたいと思います。よろしくお願いします。

ほかにございますでしょうか。

○山本副委員長

私からも、2つお願いしたいと考えております。

1つ目が、先ほどの高橋委員がおっしゃられた、給付型奨学金でございまして、同じテーマではござ
いますが、質問の内容が少し異なるところがございますので、お話しさせていただきますと、そもそもの
目的のところの確認ということで、その想定される人数、高校卒業予定者の方、それから、大体どれぐ
らいかという見通しと、あと、現在の既に区で実施済みの高校生進学予定者向けの奨学金制度に対する、
少し追加的な確認と、あと、現状検討されている選考方法のところ、現在お考えのところ、分かるこ
とを、先日の一般質問にはかぶらないような形での状況をお伺いしたいというところでございます。

それから、2つ目が、高橋しんじ議員のご質問、教育についての中で話がございました、生徒による
主体的な取組についてのところでございまして、好事例、どのようにご展開されていくとかというこ
ろでのご質問をさせていただきたいと思っております。

○こんの委員長

では確認ですが、高橋議員の質問から2点ということで、給付型奨学金のこと、あと、生徒による主
体的な取組についての項目からということでよろしいでしょうか。

○山本副委員長

私の説明の仕方がわかりにくかったと思うのですが、高橋しんじ議員と重複する、給付型奨学
金ですが、元をたどると、えのした議員や新妻議員がお話しされた一般質問に関連してのことというこ
ろでございます。

○こんの委員長

それでは、今、山本副委員長からありました、えのした議員と新妻議員の質問から、給付型奨学金に
ついて。もう一つが、高橋議員が質問された内容で、生徒による主体的な取組についてということで、
ご質問をされたいということでございます。

今の質問について確認をされたい内容などはございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

ありがとうございます。それでは、明日の委員会で理事者のご答弁をいただきたいと思いますので、ご準備のほどよろしくお願いたします。

以上で、一般質問に係る所管質問についてを終了いたします。

そのほかで何かございますでしょうか。

そのほかでないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

これもちまして、文教委員会を閉会いたします。

なお、これより行政視察の報告会を行いますので、委員および子ども未来部長におかれましては、この場にお残りいただきたいと思います。ありがとうございました。

○午後0時40分閉会